

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	17	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車税、自動車取得税）	
要望項目名	自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 最新の環境性能を有する中量車の一部（車両総重量2.5t超～3.5t以下のガソリン・ディーゼル貨物自動車）について、環境性能の優れた自動車に対する自動車税・自動車取得税を軽減する特例措置の対象に追加。</p> <p>・特例措置の内容（現行制度）</p> <p>【自動車税】新車新規登録された自動車について、当該登録の翌年度の自動車税を軽減。 概ね50%軽減：・電気自動車（燃料電池自動車を含む）天然ガス自動車 ・平成17年低排出ガス基準75%低減（ ）かつ平成22年度燃費基準+25%達成車 概ね25%軽減：・平成17年低排出ガス基準75%低減（ ）かつ平成22年度燃費基準+15%達成車</p> <p>【自動車取得税＜新車対象＞】 免除：電気自動車（燃料電池自動車含）天然ガス自動車（4・重量車）ハイブリッド車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 75%軽減： かつ燃費基準+25%達成車、ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車 50%軽減： かつ燃費基準+15%達成車、重量車 かつ重量車燃費基準達成車</p> <p>【自動車取得税＜中古車対象＞】 （低公害車特例） 税率から2.7%軽減：電気自動車（燃料電池自動車含）天然ガス自動車（4・重量車）ハイブリッドバストラック 税率から2.4%軽減：プラグインハイブリッド車 税率から1.6%軽減：ハイブリッド乗用車 （低燃費車特例） 取得価額から30万円控除： かつ燃費基準+25%達成車 取得価額から15万円控除： かつ燃費基準+15%達成車 （最新排出ガス規制適合ディーゼル車特例） 税率から2.0%軽減（12t超車については、平成21年10月1日以降1.0%軽減） ・ポスト新長期規制適合かつ27年度重量車燃費基準達成ディーゼル車 税率から1.0%軽減（平成21年10月1日以降0.5%軽減） ・ポスト新長期規制適合ディーゼル乗用車（クリーンディーゼル乗用車）</p>	
関係条文	<p>地方税法 第118条 第119条 第147条 同法附則 第12条の2の2 第3項～第10項 第12項～第14項 第12条の3 同法施行規則附則 第4条の4 第2項～第28項、第5条、第5条の2</p>	
要望理由	<p>京都議定書の削減目標である温室効果ガス排出量6%の達成に向け、「京都議定書目標達成計画」において、燃費性能の優れた自動車やクリーンI社が、自動車の普及等の対策・施策を推進することとしている他、「新・国家I社戦略」により示された「2030年に向けて運輸部門の石油依存度を80%程度まで低減」という目標実現のため、「次世代自動車・燃料イニシアティブ」におき、低公害車の重要性、将来の普及のあり方等が示されている。</p> <p>また、昨年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においても、2050年までに現状から60～80%のCO2排出削減目標を掲げ低炭素社会の実現を目指すとしており、その実現のためにも、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で次世代自動車を導入するという野心的な目標が示されている。</p> <p>中量車の一部（2.5t超～3.5t以下）において、2015年度燃費基準を達成する車両の市場投入が近々見込まれることから、ユーザーの取得意欲及び企業の開発意欲双方を刺激し、環境性能の優れた自動車の加速度的な普及を図るためにも、その他重量区分の車両と同様、自動車取得税の減免措置の対象とすることが重要。</p>	
減収見込額	<p>（初年度）自動車税 42 （平年度）自動車税 118 （単位：百万円） 自動車取得税 866（本則からの減収額：527） 自動車取得税 2,748（本則からの減収額：1,671）</p>	
地方税以外の措置	既存	<p>・国税 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の時的減免 自動車重量税の時的減免措置に対する対象自動車の区分追加</p> <p>・融資、補助金その他 環境対応車への買い替え・購入に対する補助制度</p>
	22年度の望	<p>・国税 ・融資、補助金その他</p>
過去の要望経緯	排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、自動車取得税を減免する特例措置を創設。	
本要望に対応する縮減案	-	